

都市計画道路検討委員会の設置及び運営に関する要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、小松市都市計画審議会条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、都市計画道路検討委員会（以下「検討委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務掌握)

第2条 検討委員会は、小松市都市計画審議会（以下「審議会」という。）が付託した都市計画道路見直し計画策定に関する事項を調査検討するものとする。

(設 置)

第3条 検討委員会は、審議会の議決により設置する。

(組 織)

第4条 検討委員会は、審議会議長が指名する委員及び専門委員若干名をもって組織する。

(委員長)

第5条 検討委員会に委員長を置き、検討委員会に属する委員のうちから審議会議長がこれを指名する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 会議は、これを公開しない。

4 検討委員会の調査検討が終了したときは、委員長がその結果を審議会に報告するものとする。

(解 散)

第7条 検討委員会は、調査検討に係る都市計画道路見直し計画が、審議会で議決された後、解散するものとする。

(庶 務)

第8条 検討委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(雑 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年 月 日から施行する。